主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人西原力雄、同家本為一の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない(煙草専売法には「政府の売渡さない巻煙草の譲 受禁止」については、別段法定の除外事由と認むべきものはない。所論の元売捌人、 小売人のごとき許可を受けたものは、政府の売渡した巻煙草の譲渡を取扱つている もので、法定の除外事由を定めたものではない)。また記録を精査しても同四一一 条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月一〇日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
ĖΓ		=	松	岩	裁判官